

長崎県立大学動物実験規程

〔平成20年4月1日〕
規程第11号

平成23年12月6日規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）において、動物実験を計画し、実施する際に、法令等を遵守し、科学的であると同時に動物福祉の観点からも適正な実験の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「法令等」とは、次に掲げる法律等及びこれらに基づく規程等をいう。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）
- (3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年度文部科学省告示第71号）
- (4) 動物の処分方法に関する指針（平成7年度総理府告示第40号）
- (5) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議作成）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 教育又は研究のために動物を用いて実施されるすべての実験をいう。
- (2) 実験動物 動物実験のために、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験を実施するために事前に立案する計画をいう。
- (4) 動物実験施設 実験動物を恒常的に飼養する実験動物飼養施設（以下「飼養施設」という。）及び実験動物の一時保管（48時間以内保管をいう。）又は動物実験を行う実験室をいう。
- (5) 実験者 動物実験を実施する者をいう。
- (6) 実験責任者 実験者のうち個別の動物実験計画を統括する者をいう。
- (7) 施設長 動物実験施設の管理運営を統括する当該動物実験施設の長をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類を用いて実施されるすべての動物実験に適用する。

(動物実験の原則)

第4条 動物実験の実施に当たっては、動物実験の原則である3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

2 前項の「3R」とは、次のとおりとする。

- (1) Replacement（代替法の利用）
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
- (2) Reduction（使用数の削減）
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (3) Refinement（苦痛の軽減）
科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、長崎県立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

追加 [平成 23 年規程第 37 号]

(実験計画の立案及び申請)

- 第 6 条 実験者は、動物実験計画の立案に際して、動物実験の範囲を教育及び研究の目的に必要な最小限度に留めるため、適正な実験動物の選択、実験方法及び代替法の検討を行うとともに、必要に応じて実験動物の専門家又は委員会に意見及び助言を求め、有効かつ適切な実験が行えるよう努めなければならない。
- 2 実験者は、実験動物の選択に当たっては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (1) 実験目的に適した動物種の選定
 - (2) 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数
 - (3) 苦痛の軽減
 - (4) 遺伝学的及び微生物学的特性
 - (5) 飼養条件
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
 - 3 実験責任者は、前項各号の事項の内容を考慮して、動物実験計画書（様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。この場合において、他の大学、会社等の動物実験施設から実験動物を譲り受ける場合は、動物実験計画書に、譲渡を受ける他の大学、会社等の動物実験施設の名称、所在地及び電話番号並びに輸送方法等を記入しなければならない。
 - 4 前項後段の場合においては、原則として当該実験動物の搬入前に動物の検疫証明書を提出し、委員会の許可を受けなければならない。
 - 5 委員会は、動物実験施設の運営上、問題があると認めるときは、前項の許可をしない。
 - 6 承認を受けた実験計画を変更し、又は追加しようとする場合は、動物実験（変更・追加）計画書（様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない。ただし、実験内容又は使用動物種を変更しようとするときは、動物実験計画書（様式第 1 号）を新たに提出しなければならない。

一部改正 [平成 23 年規程第 37 号]

(実験計画の承認の可否等)

- 第 7 条 委員会は、前条第 3 項の規定による動物実験計画書又は同条第 6 項の規定による動物実験（変更・追加）計画書の提出があったときは、実験計画の妥当性を、動物福祉、安全性、倫理的及び科学的観点から審査し、その結果を学長に報告する。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、動物実験計画の承認又は不承認を決定し、実験責任者に通知するものとする。
 - 3 実験者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験動物の入手及び動物実験を行ってはならない。

(実験動物の導入)

- 第 8 条 施設長及び実験責任者は、動物実験施設の飼養状況、設備状況、収容能力、実験動物の種類及び実験計画等を考慮し、計画的な実験動物の導入に努めるものとする。
- 2 実験者は、動物実験に使用する動物の輸送中の健康保持、安全確保及び脱出を防止するため、適切な輸送容器及び輸送方法を選択する等の措置をとらなければならない。
 - 3 実験者は、実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するための必要な措置をとらなければならない。

(実験動物の検収と検疫)

- 第 9 条 実験者は、搬入された動物の発注条件、異常、死亡の有無等を検収した後、所定のケージ又は容器に収容し、給餌、給水等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 実験責任者は、搬入された動物について、必要に応じて疾病等の検疫を施設長との協議の上実施する。

(実験動物の飼養管理)

- 第 10 条 実験者は、動物実験施設における実験動物にかかわる施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌及び給水の飼養管理を行わなければならない。

- 2 実験者は、実験動物の動物実験施設への搬入時から飼養終了時に至るすべての期間にわたって、その状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

(動物実験操作)

第11条 実験責任者は、動物実験の実施に関して必要な情報を実験者に提供するように努めなければならない。

- 2 実験者は、動物実験の目的を達成するために、経験を有する指導者の下で実験手技の習熟に努めなければならない。
- 3 実験者は、適切な麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。
- 4 実験者は、実験操作について助言又は援助を必要とする場合は、施設長、実験動物の専門家又は委員会に判断を求めることができる。

(動物実験終了後の処置及び報告書の提出)

第12条 実験者は、その目的を終了し、又は中止した動物実験に係る実験動物を処分するときは、当該実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

- 2 実験動物の死体、汚物等については、実験者が所定の場所に保管し、人の健康及び環境を損なうことのないようにしなければならない。
- 3 実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止したときは、速やかに動物実験結果報告書(様式第3号)を作成し、委員会に提出しなければならない。

(飼養施設の設置)

第13条 飼養施設を設置し、又は変更しようとする場合は、委員会において審議の上、学長の承認を得なければならない。

(飼養施設の要件)

第14条 飼養施設は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 動物種に応じた飼養設備、衛生設備及び脱出防止のための設備又は構造を有すること。
- (2) 床、内壁等について、清掃、消毒等が容易な構造で、機材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (3) 飼養施設の周辺環境及び居住者等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (4) 施設長が置かれていること。

(教育訓練)

第15条 施設長は、実験者に次の事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 関連法規、指針等及び本学の定める規程等
 - (2) 動物実験の安全管理に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、動物実験の実施及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
- 2 施設長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保管しなければならない。

(安全管理と環境への対応)

第16条 実験者は、物理的、化学的又は生物的に特に注意を払う必要のある動物実験においては、人の安全を確保するとともに、飼養環境の汚染により動物が障害を受け、又は実験結果の信頼性が損なわれることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 実験者は、動物実験施設の周囲の汚染防止については、当該動物実験施設の施設、設備等の状況を踏まえて、特段の注意を払わなければならない。
- 3 施設長及び実験者は、実験動物が動物実験施設から脱出しないよう動物種及び実験目的に応じて必要な措置を講じるとともに、脱出した場合は、捕獲に努めなければならない。
- 4 施設長は、実験動物の飼養又は動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じなければならない。
- 5 施設長は、地震及び火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、実験動物による危害防止及び実験動物の保護に努めなければならない。

(調査、報告等)

- 第17条 施設長は、飼養施設における実験動物の種類、飼養頭数、届出事項等の変更等について、毎年度、委員会に報告しなければならない。
- 2 施設長は、委員会の求めに応じて、実験動物の適正な飼養及び管理のために必要な調査に協力しなければならない。

(自己点検・評価)

- 第18条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、施設長、実験者、実験責任者等に、自己点検・評価のために資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

追加 [平成 23 年規程第 37 号]

(情報公開)

- 第19条 本学における動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に関する情報については、毎年1回程度公表するものとする。

追加 [平成 23 年規程第 37 号]

(補則)

- 第20条 この規程に定めるもののほか、動物実験の実施、動物実験に係る施設の利用その他必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月 6 日規程第37号)

この規程は、平成23年12月 6 日から施行する。